

旭川市認知症高齢者グループホーム等防災改修等実施事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が実施する認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から実施する老朽化に伴う大規模な修繕等の防災及び減災に要する経費等に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国実施要綱 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について（平成18年5月29日付け老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」をいう。
- (2) 国交付要綱 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について（平成24年7月17日付け厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知）の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」をいう。
- (3) 交付金事業 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付金算定となる事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、交付金事業のうち、国実施要綱第2の1の（1）により本市が作成した防災・減災等市町村事業整備計画に基づき実施される国実施要綱第2の2のイからオに定める事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修事業
- (2) 老朽化に伴う大規模修繕等実施事業
- (3) 非常用自家発電設備整備事業
- (4) ブロック塀等改修事業
- (5) 水害対策強化事業
- (6) 給水設備整備事業
- (7) 換気設備の設置に係る経費支援事業

2 前項に定める事業のうち、次の全てを満たすものを対象とする。

- (1) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
- (2) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。
- (3) 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものではないこと。
- (4) 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたものではないこと。
- (5) 他の交付金事業の助成対象となる事業ではないこと。

- (6) 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業ではないこと。
- (7) ブロック塀等の撤去のみを行う事業ではないこと。
- (8) 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業ではないこと。
- 3 第1項第1号に定める事業については、前項の条件に加え、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると市長が認めたものを対象とする。
- 4 第1項第2号に定める事業については、別表1に掲げるものを対象とする。
- 5 第1項第1号、第2号及び第5号に定める事業については、1件の総事業費の下限を80万円とする。

(補助対象施設)

第4条 補助の対象となる施設は、本市に所在する別表2の第1欄に掲げる施設とする。

(補助対象者の要件)

第5条 この要綱に基づく補助の対象者は、前条で定める補助対象施設を設置する者とする。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の対象経費は、別表2の第3欄に掲げる経費とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、別表2の第1欄に定める対象施設ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額は、国交付要綱に基づき交付される防災・減災等支援特別交付金交付額の範囲内とする。
- 3 複合型施設（一つの建物の中に複数の事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの施設ごとに対象経費の実支出額を算出すること。なお、対象経費の実支出額が、複合施設全体にしか出せない場合等については、補助の対象となる事業所等にかかる面積により、対象経費の実支出額を算出する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の配分調書（様式第2号）
 - (2) 事業予算書（様式第3号）
 - (3) 事業計画書（様式第4号）
 - (4) 補助金交付申請額算出調書（様式第5号）
 - (5) 市税に滞納がないことを証する証明書又は納税証明書（法人市民税、事業所税及び固定資産税（特別区にあつては、法人都民税、法人事業税及び固定資産税））
- 2 本補助事業に係る補助金の申請については、第3条第1項各号に定める事業ごとに、原則、1事業所につき1回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定したときは、速やかに、補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた社会福祉法人等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない
- (2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は（仕入控除税額が0円の場合を含む。）、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により、市長が別に定める日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織に支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (10) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５号）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (12) 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (13) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約に係る手続については、本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (14) 補助事業者が補助事業に要する経費に充てるため、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金その他補助金の交付を受けてはならない。
- (15) 市長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者は市長が定めた期限内にこれを返還しなければならない。

３ 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を書面により申請者に対し、通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第１０条 補助事業者は、前条第２項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して３０日以内に、補助金交付申請取下書（様式第８号）により、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２ 前項に規定する取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業変更による補助金の交付決定の取消し等）

第１１条 市長は、補助金の交付決定後において、天災その他特別な事情（補助事業者の責めに帰すべき事情を除く。）により補助事業の全部若しくは一部を遂行できなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は当該交付決定の内容を変更することができる。

（補助事業の内容の変更等）

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更に伴う補助対象経費の増減額が変更前における補助対象経費の額の 10 分の 1 を超えないとき、又は補助金の交付目的の達成及び事業の効率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更であると認められるときは、この限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更するとき。補助事業変更承認申請書（様式第 9 号）

(2) 補助事業を中止又は廃止するとき。補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 10 号）

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により当該申請を承認するときは、補助事業中止（廃止・変更）承認通知書（様式第 11 号）により、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第 9 条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による申請を承認しない場合について準用する。（状況報告等）

第 13 条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要と認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の執行に関する報告を求め、又は実地調査をすることができる。

2 市長は、前項の報告等に基づき、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って当該補助事業を遂行するよう指示することができる。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 12 条第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止に係る承認の申請をした場合にあっては、その承認を受けたとき。）は、市長が別に定める期日までに、補助事業実績報告書（様式第 12 号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業決算（見込）書（様式第 13 号）

(2) 事業実績書（様式第 14 号）

(3) 補助金精算額内訳調書（様式第 15 号）

（補助金の額の確定）

第 15 条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 16 号）により補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第 16 条 市長は、第 14 条の規定による報告書の提出があった場合において、当該報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助

事業者に対し、理由を明示して当該交付決定の内容に適合させるための措置を講じるよう指示することができる。

（理由の提示）

第 17 条 市長は、第 11 条の規定による取消し若しくは変更をするとき、又は第 13 条第 2 項若しくは前条の規定による指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（補助金の交付）

第 18 条 補助金の交付は、第 15 条の規定による補助金の額の確定後において行うものとする。ただし、市長は、補助事業の目的を達成するために、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定による概算払を受けようとするときは、補助金概算払承認申請書兼請求書（様式第 18 号）を提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、内容を審査し、概算払が必要であると認めたときは、補助金概算払承認通知書（様式第 19 号）により、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。なお、当該通知書を送付した日を、補助事業者からの請求日として取扱う。

（補助金の請求等）

第 19 条 第 15 条の規定による通知を受けた補助事業者は、市長に対し、請求書（様式第 17 号）により補助金の請求を行うものとする。ただし、前条第 1 項の規定による交付決定額の全部について概算払を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受け、補助事業に係る費用の支払をしたときは、速やかに支出を証する書類の写しを市長に提出しなければならない

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 6 月 26 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の旭川市認知症高齢者グループホーム等防災改修等実施事業費補助金交付要綱の規定は、補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）が施行日以後の補助事業について適用し、申請日が同日前の補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 9 月 14 日から施行し、改正後の規定は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 令和 2 年度中に国交付要綱に基づき交付決定を受けた事業については、第 3 条第 1 項及び別表 2 第 3 欄中「防災・減災等市町村事業」とあるのは「先進的事業」と、第 7 条

第２項中「防災・減災等」とあるのは「先進的事業」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年５月２２日から施行し、改正後の規定は令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年９月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年３月９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年７月６日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表 1

区 分	内 容
(1)施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2)施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3)施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4)避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5)環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6)消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7)土砂災害等に備えた施設の一部改修等	①北海道が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ②緊急災害時用の自家発電設備の整備
(8)施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9)その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注）一定年数は、おおむね 10 年とする。

別表 2

(1)耐震改修事業

(2)老朽化に伴う大規模修繕等実施事業

(3)非常用自家発電設備整備事業

1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費
・地域密着型特別養護老人ホーム ・介護医療院（定員29人以下のもの） ・介護老人保健施設（定員29人以下のもの）	16,600千円の範囲内で、市長が認めた額	防災・減災等市町村事業整備計画に基づく事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・地域包括支援センター（市有施設に設置するものを除く。） ・生活支援ハウス	8,330千円の範囲内で、市長が認めた額	

(4)ブロック塀等改修事業

1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模介護老人保健施設（定員29人以下のもの） ・小規模介護医療院（定員29人以下のもの） ・小規模有料老人ホーム（定員29人以下のもの） ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・地域包括支援センター（市有施設に設置するものを除く。） ・生活支援ハウス	市長が認めた額	防災・減災等市町村事業整備計画に基づく事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(5)水害対策強化事業

1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費
・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模介護老人保健施設（定員29人以下のもの） ・小規模介護医療院（定員29人以下のもの）	16,600千円の範囲内で、市長が認めた額	防災・減災等市町村事業整備計画に基づく事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・地域包括支援センター（市有施設に設置するものを除く。） ・生活支援ハウス	8,330千円の範囲内で、市長が認めた額	

(6)給水設備整備事業

1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費
・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模介護老人保健施設（定員29人以下のもの） ・小規模介護医療院（定員29人以下のもの） ・小規模有料老人ホーム（定員29人以下のもの） ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・地域包括支援センター（市有施設に設置するものを除く。） ・生活支援ハウス	市長が認める額	防災・減災等市町村事業整備計画に基づく事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(7)換気設備の設置に係る経費支援事業

1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模介護老人保健施設（定員29人以下のもの） ・小規模介護医療院（定員29人以下のもの） ・小規模有料老人ホーム（定員29人以下のもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	4,310円/㎡の範囲内で、市長が認めた額	防災・減災等市町村事業整備計画に基づく事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。